

2010年10月23日

北海道知事

高橋 はるみ 様

(社)北海道自然保護協会

会長 佐藤 謙

銭函風力開発事業に関する質問・意見書

私たちは、石狩海岸において銭函風力開発株式会社が計画している「銭函風力開発事業」は、その「環境影響評価(案)」によると、第一に、道民の健康に大きな影響を与える危険性があること、第二に、国民・道民にとって貴重な自然に大きな影響を及ぼすこと、第三に、健康や自然に対する影響評価が非科学的・非論理的で杜撰であることから、北海道における大きな環境問題であると判断しています。

そのため、事業者である銭函風力開発株式会社に対して、私たちは「評価書(案)に対する意見書(添付資料)」を、同じ日付(2010年10月23日)で提出します。その意見書では、事業内容と評価書(案)に認められる大きな問題点を指摘しており、さらに国民・道民に向けて、それらに関する明解な回答を事業者みずから示すことができないのであれば、本事業は中止すべきという意見を述べております。

他方、この風力開発事業のうち、とくに道民の健康への悪影響と、国民・道民にとって貴重な自然の喪失に関しては、貴職、北海道知事に大きな責任があると考えます。以下に、上記に関して貴職へ質問をいたしますので、早急に、明解な回答をいただきたく、宜しくお願いいたします。他方、北海道として、道民の健康への悪影響と国民・道民にとって貴重な自然の喪失は大きな問題であるのでこの事業は中止すべきという、真摯なご回答をいただけるのであれば、真に結構と考えます。ご回答をお待ちします。

1. 低周波音など人体の健康への悪影響について

第一に、事業者による環境評価書(案)における影響評価では、最も大きな問題点として、医学的見地から行った人体に対する影響の評価がまったく認められません。近年、風力発電施設から発する低周波音は、重大な健康被害を引き起こすことが問題視されていますが(鶴田2009など)、環境影響評価では、医学的見地からの健康被害例を無視した、工学的技術的な予測だけが行われております。人体に関する環境影響評価では、事業者は必ず、事業を推し進める立場からの工学的見地ではなく、医学的見地によって「人体の健康にまったく影響がない」ことを示さなければなりません。

第一の質問：貴職は、北海道としてもこの風力発電事業が「道民の人体の健康にまったく影響がない」と明言していただけるのでしょうか。

第二に、低周波音の影響する範囲について、国内外において風力発電施設からの距離として、風車から約3kmまでの範囲の健康被害が問題視されています。風車に近隣の住宅地はすべて、すなわち手稲区山口地区(風車までの最短距離1,960m)、曙12条1丁目地区(同1,900m)、樽川地区(同3,070m)、花畔地区(同3,000m)、銭函地区(同640m)において、医学的見地からの影響の有無が評価されなければなりません。

第二の質問：これら近隣住宅地の住民に関して、医学的見地からの健康被害の予測を北

海道として行う、または北海道が事前に事業者に行わせるべきと考えますが、貴職は、そのような事前の対策を講じる用意がありますでしょうか。

第三に、札幌市では、医学的見地から予測できない委員による専門家会議を設置し、その検証によって低周波音の影響が少ないという意見書を示しました。そのため、札幌市は、将来的に、風力発電施設建設によって生じた健康被害に関しては、大きな責任を負ったこととなります。しかしながら、風力発電施設は、小樽市に建設され、近隣地域として札幌市と石狩市が挙げられますので、これら3市の住民における健康被害が懸念され、他方で、自然と親しむために石狩海岸を一時的に訪問する他の道民に対する健康被害もまったくないとは言いきれません。このように、道民の健康に関する悪影響について、貴職は大きな責任を有します。

第三の質問：貴職は、将来的に、風力発電施設建設によって健康被害が生じた場合、「北海道として責任をとる」と明言していただけるのでしょうか。

2. 北海道自然環境保全指針で抽出された「すぐれた自然地域」への悪影響について

1989（平成1）年、北海道は、国内で評価が高い「北海道自然環境保全指針」を定め、その後の自然環境保全施策を進めております。石狩海岸は、この指針によって「すぐれた自然地域」に挙げられており、その内容「すぐれた自然の要素」は多面にわたり、石狩川河口から銭函に至る石狩海岸の「すぐれた砂丘・砂浜」、「特異な昆虫等生息地（エゾアカヤマアリ、キタホウネンエビ）」、「天然防風林（カシワ-ミズナラ林）および「海岸植生（海岸草原等）」からなり、さらに石狩川河口の「海獣回遊地（ゴマフアザラシ）」、「水鳥類飛来地（シギ・チドリ類等）」そして「特異な地形・景観（干潟）」が含まれています。

これら「すぐれた自然の要素」ごとに保全水準（資質水準、保護水準、利用水準の3項目）が設定されていますが、石狩海岸では、上記のすぐれた自然の要素ごとに、資質水準が3（北海道的レベル）か4（圏域的レベル）、保護水準が2（やや稀少、脆弱、不安定）か3（やや普通、安定）、そして利用水準は2（原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る）か3（自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーションの利用を図る）と評価されております。そして、「2つ以上のすぐれた自然の要素が重複して存在する部分については、評価のより上位のランクの要素をもって、その部分の利用水準として運用されることになる」と明記されていますので、今回、風力発電事業予定地となっている石狩海岸では、利用水準2（原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る）が基本となります。

「すぐれた自然地域」とは、「本道において豊かですぐれた北方らしい自然の特徴を有する地域であり、その保護と利用に当たっては、特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする自然地域である」と記されております。そのような石狩海岸において、今回の風力発電事業では15基の風車建設によって、砂丘、海浜植生、エゾアカヤマアリ生息地などを含む約8.7haに及ぶ面積が大きな影響を受けますので、「すぐれた自然地域」の特徴が大きく失われます。

この質問・意見書に、事業者に対する意見書を添付します。その意見書において、北海道が定めた「すぐれた自然地域・石狩海岸」のすぐれた内容を明記しており、それに対して、事業者による環境影響評価（案）は科学的・論理的な予測評価を行っていない問題点

を指摘しております。

第四の質問：北海道知事は、北海道知事が過去に定めた北海道自然環境保全指針を守り、それに基づく「すぐれた自然地域」を保全する義務があります。知事は、そうしたすぐれた自然地域である石狩海岸への悪影響に関して、どのようにお考えなのでしょうか。あるいは、「すぐれた自然地域」とされた石狩海岸は価値がないとお考えなのでしょうか。知事の見解を示していただきたい。

3. 総合的な意見

北海道民の健康への悪影響と、国民・道民にとって貴重な自然である石狩海岸への悪影響は、大きな環境問題であるので、銭函風力開発事業は中止すべきと考えます。貴職のご賢察をお願いいたします。